

船橋市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、平成 1 5 年度から平成 2 5 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 2 8 年 1 月 4 日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	神	田	廣栄

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
9	17	自治振興課	監査結果	【町会・自治会館設置費補助金】 交付を受けた団体が、大規模修繕の工事費を大幅に上回る次期繰越金あるいは修繕積立金を有しており、補助金のあり方の見直しが必要である。	繰越金や修繕積立金が多いことは町会・自治会の努力(会員からの徴収など)によるものが大きい部分を占めるので、この大小によって補助基準を変えることは住民自治・公平性の観点からすべきでない。 なお、会館の大規模修繕等の予算は町会・自治会運営の予算とは別予算(会計)とするよう、機会をとらえて促していく。
110	17	情報システム課	監査結果	適宜重要性分類の見直しを行うこと及び見直し結果に対する検証や承認に関する手続を定める必要がある。	情報資産の重要性分類は所管課によるものであり、その結果に基づく検証や見直しについては情報セキュリティ対策基準や監査ガイドラインにおいて対応していく。なお、例外的な措置が必要となった場合の承認プロセスは対策基準に規定している。
111	18	情報システム課	監査結果	各課における情報セキュリティ実施手順書の策定状況を正確に把握するとともに、情報資産の洗い出しを含めた全庁的な情報セキュリティについての仕切り直しが必要かどうかの検討を行う必要がある。	番号制度の開始を踏まえ平成27年3月総務省が発表した「セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、船橋市情報セキュリティ対策基準を改定した(平成27年10月1日付改訂)。平成27年度末までに個別システムの情報セキュリティ実施手順書の改定を行う。
124	22	情報システム課	監査結果	内部監査の実施により、各課での情報セキュリティに関する整備・運用状況を点検し、不備な点を改善することにより、情報セキュリティマネジメントのPDCAサイクルをまわす必要がある。	平成26年12月に個別システムの情報セキュリティ実施手順書の点検を行い、27年3月に内部監査を実施した。同年10月の対策基準改訂に伴い、個別システムの情報セキュリティ実施手順書の改定を行う。
125	22	情報システム課	監査結果	内部監査等の実施においては、情報セキュリティ委員会審議事項として、内部監査の計画や実施結果の審議を行う必要がある。	平成27年3月に実施した内部監査について、同年6月に情報セキュリティ委員会に報告して承認された。